トマトの搾汁	トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごし、皮、種子等を除去したものをいう。	
濃縮トマト	次に掲げるものをいう。 一　トマトの搾汁を濃縮したもの（粉末状及び固形状のものを除く。）で無塩可溶性固形分が八パーセント以上のもの 二　一にトマト固有の香味を変えない程度に少量のレモン又は水素イオン濃度調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が八パーセント以上のもの	［削る。］
		［削る。］
		［削る。］
		［削る。］
		［削る。］
		［削る。］
		［削る。］
		［略］
農産物漬物	農産物漬物	農産物漬物
	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下農産物漬物の項において同じ。）を塩漬け（塩漬けの前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したもの若しくはこれらの処理をしないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下農産物漬物の項において同じ。）を脱塩、浸漬（せき）、塩漬け等の処理をしたもの若しくはしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したものをいう。以下農産物漬物の項において同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下農産物漬物の項において同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下	

［加える。］		
濃縮トマト	トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごし、皮、種子等を除去した後濃縮したもの（粉末状及び固形状のものを除く。）で無塩可溶性固形分が八パーセント以上のもの	
充てん液	次に掲げるものをいう。 一　トマトジュース、トマトピューレー又はトマトペースト 若しくはこれにセルリー、ピーマン、たまねぎ等の野菜類を細切したもの（野菜類の搾汁を含む。）を加えたもの 二　水 三　一又は二に食塩、砂糖類、香辛料等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの	
全形	果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のものをいう。	
二つ割り	全形をほぼ二分の一に切断したものをいう。	
四つ割り	全形をほぼ四分の一に切断したものをいう。	
輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のものをいう。	
くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のものをいう。	
立方形	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のものをいう。	
不定形	全形を不定形に破砕したものをいう。	
		［同上］
農産物漬物	農産物漬物	農産物漬物
	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下農産物漬物の項において同じ。）を塩漬け（塩漬けの前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したもの若しくはこれらの処理をしないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下農産物漬物の項において同じ。）を脱塩、浸漬（せき）、塩漬け等の処理をしたもの若しくはしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したものをいう。以下農産物漬物の項において同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下この表及び別表第四の農産物漬物の項において同じ。）、酒かす（み	